

きわみ

なないろがん治療保険 極

極めるところなる。
ムダなく備え、治療もあきらめない

がん治療サポート保険（無解約返戻金型）（2022）

- 特徴 1** がん治療の長期化に備え、毎月の治療費を月額給付で一生涯保障!
- 特徴 2** 1か月間の治療費に応じた給付金を保障する「診療報酬点数連動型」の保険!
- 特徴 3** 保障ニーズに合わせたタイプ(1型・2型)や支払限度額を選択することで、合理的な保障を準備!
自由診療抗がん剤(ホルモン剤を含む)治療も保障の対象!
- 特徴 4** がん(上皮内がんを含む)と診断確定されたとき、
最高500万円の一時金を180日に1回を限度に、回数無制限で保障!
※がん診断一時金特約(2024)がん診断A型付加の場合
- 特徴 5** 「がん(上皮内がんを含む)」と診断確定されたら、以後の保険料は払込免除!
※がん保険料払込免除特則適用の場合

商品のしくみ(1型の場合) ※2型の保障内容は裏面にてご確認ください。



「商品(主契約)の概要」

主な保障内容	抗がん剤治療等のがん治療等にかかった費用に応じた給付金をお支払いします。
保険期間	終身
解約返戻金	この商品には解約返戻金はありません。ただし、保険料払込期間満了後の保険期間中で、保険料払込期間満了日までの保険料が払い込まれている場合、がん治療サポート給付金の1か月間の支払限度額と同額の解約返戻金があります。
配当金	ありません。

お取り扱い(募集代理店によって異なります)

取扱金額*	がん治療サポート給付金の1か月間の支払限度額を以下の金額から選択します 10万円・20万円・30万円
契約年齢	0歳～80歳(契約日時時点の被保険者の満年齢)
保険料払込期間	60・65・70・75・80歳払込満了(最低払込期間5年)、終身払、10年払込満了(保険契約者が法人に限ります)
保険料払込方法	口座振替扱・クレジットカード扱(月払・年払)
最低保険料	月払:1,100円 年払:11,000円
備考*	・がん診断一時金特約(2024)のがん診断一時金額:0歳～59歳500万円限度、60歳～80歳300万円限度 ・がん差額ベッド特約のがん差額ベッド給付金額:入院1日当たりの限度額3万円限度または1万円限度

*なないろ生命の他の保険契約の加入状況等によって、異なるお取り扱いとなる場合があります。

■ご留意事項

- 主契約の各種給付金は、下記支払事由に該当した場合にお支払いします。

	支払事由	支払金額	
1 型	がん治療サポート給付金	被保険者が、がんの治療を目的として、 ①または②に該当したとき ①次の治療を受けたとき ア. 抗がん剤治療(ホルモン剤治療を含む) イ. 放射線治療 ②自由診療抗がん剤治療(ホルモン剤治療を含む)を受けたとき	がん治療サポート給付金が支払われる治療を受けた日の属する月ごとに、 〔①に該当したとき〕 その月の療養にかかる診療報酬点数×3円の金額 〔②に該当したとき〕 がん治療サポート給付金の1か月間の支払限度額×2の金額
	がん治療見舞金	がん治療サポート給付金が支払われる治療を受けたとき	がん治療サポート給付金の支払われる治療を受けた日の属する月ごとに1回、がん治療サポート給付金の1か月間の支払限度額の5%相当額
	死亡給付金	保険料払込期間満了後の保険期間中に死亡したとき	がん治療サポート給付金の1か月間の支払限度額と同額
2 型	がん治療サポート給付金	被保険者が、がんの治療またはがん性疼痛緩和を目的として、①または②に該当したとき ①次の治療またはがん緩和ケアを受けたとき <以下のいずれかの治療> ア. 抗がん剤治療(ホルモン剤治療を含む) イ. 放射線治療 ウ. 手術 エ. 入院 <以下のいずれかのがん緩和ケア> オ. 疼痛緩和薬の薬剤料または処方せん料が算定される入院または通院 カ. 「緩和ケア病棟入院料」、「緩和ケア診療加算」または「有床診療所緩和ケア診療加算」が算定される入院 ②自由診療抗がん剤治療(ホルモン剤治療を含む)を受けたとき	〔①に該当したとき〕 がん治療サポート給付金が支払われる治療を受けた日またはがん治療サポート給付金が支払われるがん緩和ケアを受けた日の属する月ごとに、次の金額の合計額 <治療> その月の療養にかかる診療報酬点数×3円の金額 <がん緩和ケア> その月の療養にかかる診療報酬点数×3円の金額 〔②に該当したとき〕 がん治療サポート給付金が支払われる治療を受けた日の属する月ごとに、がん治療サポート給付金の1か月間の支払限度額×2の金額
	がん治療見舞金	がん治療サポート給付金が支払われる治療またはがん緩和ケアを受けたとき	がん治療サポート給付金が支払われる治療等を受けた日の属する月ごとに1回、がん治療サポート給付金の1か月間の支払限度額の5%相当額
	死亡給付金	保険料払込期間満了後の保険期間中に死亡したとき	がん治療サポート給付金の1か月間の支払限度額と同額

- がん(上皮内がんを含む)を原因とする保障の責任開始期は、主契約の保険期間開始日からその日を含めて91日目となります。
- がん治療サポート給付金のお支払いは、1か月につきがん治療サポート給付金の1か月間の支払限度額を上限とし、通算して4,000万円を限度とします。ただし、自由診療抗がん剤(ホルモン剤を含みます)によるがん治療サポート給付金のお支払いは通算24回を限度とします。

この資料は、保険商品の概要を説明した「商品概要書」です。給付金等のお支払いには所定の要件があります。保険商品の詳細は、「商品パンフレット」「契約概要/注意喚起情報」「ご契約のしおりー約款」をご確認ください。

募集代理店

引受保険会社

なないろ生命保険株式会社

本社/〒160-8516 東京都新宿区四谷1-6-1

ホームページアドレス/ <https://www.nanairolife.co.jp/>

 **0120-08-7716** (通話料無料)

〈ご高齢のお客様専用ダイヤル〉

コミュニケーターに直接つながり、ゆっくり丁寧に対応します。

 **0120-38-7716** (通話料無料)

受付時間：月曜日～金曜日 9:00～17:00

土曜日 9:00～12:00、13:00～17:00

(ただし、祝日、年末年始を除く)